

令和 7 年 第 1 回 教育委員会会議録	
1. 開会日時	令和 7 年 1 月 3 0 日（木） 午後 2 時 0 0 分
2. 場 所	対馬市役所峰庁舎 2 階会議室
3. 出席委員	一宮委員、佐伯委員、早田委員
4. 出 席 者	中島教育長、扇教育部長、扇次長兼教育総務課長、坂本学校教育課長、 財部生涯学習課長
5. 会議書記	原田課長補佐
6. 閉会日時	令和 7 年 1 月 3 0 日（木） 午後 4 時 0 0 分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第 1 号 対馬市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 2 号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 3 号 対馬市立小・中学校の通学区域の設定に関する規則の一部を改正する規則について
日程第 7	議案第 4 号 対馬市立小・中学校事務共同実施室組織運営規程の一部を改正する規程について
日程第 8	議案第 5 号 対馬市立小・中学校の就学指定校変更・区域外就学申請審査基準の一部を改正する基準について
日程第 9	報告第 1 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等について
日程第 10	報告第 2 号 令和 6 年度対馬市教育支援委員会の審議結果について

日程第 1 1	その他
----------------	------------

中島教育長	ただいまから、令和7年第1回対馬市教育委員会会議を開会いたします。議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則により進めたいと思います。 それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名」を行います。今回の会議録署名委員は、一宮委員さんと佐伯委員さんを指名します。よろしくお願いいたします。
一宮委員 佐伯委員	はい。
中島教育長	続きまして、日程第2、「会期日程の決定」でありますがお諮りします。本会議の会期は、本日1日にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしのようです。したがって、会期は本日1月30日の1日とします。会議運営につきまして、ご協力をお願いします。 次に、日程第3「教育長諸報告」を行います。資料の2ページをお願いします。 12月20日は、対馬市役所の新規採用職員との意見交換会に出席しました。今年度採用された職員12名と市長、副市長、教育長が出席し、対馬市の強みや課題などについての意見交換を行いました。 22日は、対馬市交流センターで対馬学フォーラム2024が開催されました。対馬に関する研究や実践活動に取り組まれている市民や学生さんなどがその成果を発表し相互交流を行う場となっており、今回が9回目の開催です。小中学校関係では、佐須奈小学校の5年生と6年生が佐護ツシマヤマネコ米を題材にして、環境保全の大切さを呼びかけました。学習のまとめ方、発表の仕方に努力の跡が感じられ素晴らしい発表でした。 1月3日は、二十歳を祝う会がシャインドームみねで開催されました。今年度の対象者は、321名です。 5日は、対馬市公会堂で消防出初式が行われ、市長、副市長とともに出席をしました。パレードでは、豊玉こども園の園児が先導役を務めてくれました。今年は、式典後の一斉放水も実施されました。 6日は、仕事始め式でした。午前中は本庁、午後は峰行政センターでの仕事始め式に出席をしました。 9日は、小中学校の管理職人事に関するヒアリングがあり、学校教育課長とともに対応をしております。人事管理官及び2名の参事さんからのヒアリングを受けました。

	10日は、校長会。次のページに移りまして、14日は、教頭会でした。 15日は、中堅教諭等資質向上研修と初任研研修の合同地区研修がありました。中堅研の対象者は、小学校3名でした。この先生方に加え、小学校6名と中学校4名の計10名の初任者が出席をしております。中堅研の対象者が学級経営などに関する実践発表を行い、それをもとに班別協議を行うなどして研修を深めました。最近の研修会では、先生方がタブレット端末を有効に活用することで、参加者間のコミュニケーションの活性化に繋がっていることを感じる場面が増えてきました。また、意見交換の様子や自己評価等もタブレットに保存され、研修成果を活用することが可能になっています。子供たちだけではなく、教職員にとっても有効なツールになってきていることを実感しました。 17日は、9日に続き管理職人事に関する2回目のヒアリングがありました。 18日は、後継者育成学習会の開校式に学校教育課長とともに出席し、それぞれ挨拶と講話を行っております。 22日は、対馬市職員採用に関する協議に出席をしました。 23日は、第1回臨時議会に出席をしております。 25日は、対馬博物館で行われた移動美術館のオープニングセレモニーに出席しました。この日から2月19日まで開催をされております。関係の資料をお配りしておりますので参考にしてください。 28日と29日は、大村市で開催された都市教育長会に出席をしました。今回は、屋内運動場への空調機器設備設置に関して情報交換を行いました。これも文科省からの資料の抜粋をお配りしております。併せてご覧ください。昨年12月10日の記者会見において、阿部俊子大臣は、2020年12月に決定済みの防災減災、国土強靱化のための5ヶ年加速化計画に基づき、2035年度までに公立小・中学校の体育館の空調設置率を95%にする目標を掲げていると説明をされております。資料の2ページになりますが、資料にあるとおり2023年9月1日時点の空調設置率は18.9%にとどまっており、年間の平均進捗率も約3.4%にとどまっております。この状況を受け、2024年度補正予算では、避難所となる全国の学校体育館の空調整備加速化のために779億円が計上され、新たに空調設備整備臨時特例交付金が設けられています。内容は資料記載のとおりです。裏面に各都道府県ごとの体育館等への空調設備の設置状況をグラフで示しております。長崎県の設置状況は0.4%となっており、全国で最も低い状況です。現時点においては、整備予定がない自治体が多いようですが、今後、各市において防災担当部局と連携しながら検討が進められていく
--	--

	ものと思われます。 以上で諸報告を終わります。報告事項について質疑等がございましたら、「その他」の項でお受けしたいと思います。 続きまして、日程第 4、議案第 1 号「対馬市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	それでは 4 ページをお開きください。 対馬市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案を対馬市議会に提案することについて、教育委員会の議決を求めるものです。 提案理由といたしましては、令和 7 年度から豆酺学校給食共同調理場を廃止することに伴い、同調理場の削除を行うものです。 議案書の提案理由が「令和 7 年度で」になってますので、これを「令和 7 年度から」に訂正をお願いします。 改正内容につきましては 6 ページの新旧対照表をご覧ください。 現行の第 2 条の名称「豆酺学校給食共同調理場」及び位置「厳原町豆酺 510 番地」を改正案のとおり削除します。 説明は以上ですが、豆酺学校給食共同調理場を廃止する理由は、令和 7 年度児童生徒数が小学校、中学校合わせて 9 名になる予定です。 令和 6 年度は 38 食ありましたが令和 7 年度は 20 食に減るということで調理場の運営が非常に難しくなったということと、1 年間の施設の維持管理経費が約 500 万円ほどかかっているそうです。この人数に対してこの維持費は費用対効果としてどうなのかというところで廃止の経緯に至ったようです。 説明は以上です。
中島教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしく願いいたします。
佐伯委員	はい。
中島教育長	佐伯委員さん。
佐伯委員	要望になるのかもしれませんが、道路事情も悪かったり給食運搬の距離があるので、もし届けられないといった場合を考えて保存食や冷凍食品を学校に常備しておくなどのご検討をよろしく願いいたします。
中島教育長	佐伯委員さんがおっしゃったように対応をお願いします。 そのほかにございませんか。
会場	ありません。

中島教育長	では、質疑等ないようですから、これから議案第 1 号を採決します。お諮りします。議案第 1 号「対馬市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、日程第 5、議案第 2 号「対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
財部課長	教育長、生涯学習課長。
中島教育長	生涯学習課長。
財部課長	会議資料の 7 ページをお願いいたします。 ただいま議題となりました議案第 2 号「対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について」ですが、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例を 8 ページにあります別紙のとおり対馬市議会に提案することにつきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。 提案理由とその内容についてご説明いたします。 今回の改正は、対馬市阿連体育館を別用途で活用することに伴い、対馬市体育施設としての用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。 改正の内容につきましては、8 ページ、9 ページの資料になります。9 ページの新旧対照表をご覧ください。 別表第 1 の表中、対馬市阿連体育館の項を削るものでございます。また、施行日を公布の日からとしております。 以上、簡単でございますが説明を終わります。 ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。
中島教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いいたします。
早田委員	はい。
中島教育長	早田委員さん。
早田委員	別用途とのことですが、こういった使い方をするのですか。
財部課長	教育長、生涯学習課長。
中島教育長	生涯学習課長。
財部課長	対馬 CAPPA さんがグラウンドを含めて海岸漂着ごみの仮置き場として利用予定ということで決定されています。

早田委員	グラウンドは地域の方がグラウンドゴルフをやっていなかったですか。それは問題ないのですか。
財部課長	そのことについては、地域の方が使用するのに支障がないようにということで話をされています。一応協議をされています。
早田委員	そういった問題は心配ないということですね。わかりました。
中島教育長	そのほかにございませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、これから議案第 2 号を採決します。お諮りします。議案第 2 号「対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、日程第 6、議案第 3 号「対馬市立小・中学校の通学区域の設定に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	それでは 10 ページをお開きください。 対馬市立小・中学校の通学区域の設定に関する規則の一部を改正する規則について教育委員会の承認を求めるものです。 提案理由といたしましては、保護者との連絡を円滑にするためでございます。 改正内容につきましては、12 ページ及び 13 ページの新旧対照表をご覧ください。 12 ページの改正案で、居所の下に電話番号を加えております。 また 13 ページの改正案は、保護者氏名の下に電話番号を加えております。 説明は以上です。
中島教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしく願いいたします。 質疑等はありませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、これから議案第 3 号を採決します。お諮りします。議案第 3 号「対馬市立小・中学校の通学区域の設定に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認すること

	にご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、日程第 7、議案第 4 号「対馬市立小・中学校事務共同実施室組織運営規程の一部を改正する規程について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	それでは 14 ページをお開きください。 対馬市立小・中学校事務共同実施室組織運営規程の一部を改正する規程について教育委員会の承認を求めるものです。 提案理由としましては、令和 7 年度をもって豆酩小学校及び豆酩中学校が閉校し、令和 8 年度から久田小学校、久田中学校に統廃合の予定です。 事務職員の配置は、学級数によって定められております。小学校は 4 学級以上、中学校は 3 学級以上となっています。 令和 7 年度は豆酩小学校が 1 学級、豆酩中学校が 2 学級の予定で事務職員が配置されない可能性が高い状況です。 また、事務職員が配置されないことによって閉校業務を含めて事務作業の停滞が懸念されるとともに、令和 8 年度からの円滑な運営のため準備期間が必要であるためでございます。 改正内容につきましては、16 ページの新旧対照表をご覧ください。 現行の久田地区共同実施室を廃止し、厳原地区共同実施室に久田小学校、久田中学校、豆酩小学校、豆酩中学校を加えます。 説明は以上です。
中島教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくをお願いします。
佐伯委員	はい。
中島教育長	佐伯委員さん。
佐伯委員	合併の趣旨としては、今までの枠組みではカバーできない部分を、厳原、久田地区で両方合わせて協力し合いながら豆酩小学校と豆酩中学校の事務を執り行っていくというようなことですか。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	現行では、厳原地区と久田地区があるのですが、久田地区の豆酩小学校と豆酩中学校が抜けた場合、久田小と久田中だけになりますのであま

	り意味がなくなるということで、厳原地区に吸収してしまっ一緒に事務をやりましょうということでございます。
佐伯委員	よくわかりました。
一宮委員	はい。
中島教育長	一宮委員さん。
一宮委員	共同実施室についてはわかるのですが、豆酩小学校と豆酩中学校に事務職員が配置されない可能性がある、小学校は教頭先生もいらっしゃらないのですが、中学校も教頭先生も配置されない場合には校長先生が事務をされることになるのですよね。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	一宮委員さんがおっしゃられるとおり厳しい状況になることが予想されるので、県教委には教頭と事務職員をどちらかにでもよいので配置してもらえないかという要望をしております。
	(録音停止)
	(録音再開)
中島教育長	そのほかにございせんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、これから議案第４号を採決します。お諮りします。議案第４号「対馬市立小・中学校事務共同実施室組織運営規程の一部を改正する規程について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり承認されました。 続きまして、日程第８、議案第５号「対馬市立小・中学校の就学指定校変更・区域外就学申請審査基準の一部を改正する基準について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	それでは１７ページをお開きください。 対馬市立小・中学校の就学指定校変更・区域外就学申請審査基準の一部を改正する基準について教育委員会の承認を求めるものです。 提案理由としましては、現行の審査基準においては認識の齟齬が生じ

	る可能性があるためでございます。 改正内容につきましては 19 ページの新旧対照表をご覧ください。 右側の現行では、事由の 9 及び 10 の判断基準の中に「の児童生徒」、「児童生徒の」という文言が入っておりますけれども、小学生については全員対象ですが、中学生については特別支援学級に在籍している生徒が対象となっています。 しかしながらこの文言では、中学生も全員が対象となるといった解釈もできることから、「児童生徒」という文言を削除しております。 なお、対象児童生徒につきましては、内規で定めておりますことを申し添えます。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
中島教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いいたします。
早田委員	はい。
中島教育長	早田委員さん。
早田委員	改正しなければいけない事案があったのでしょうか。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	特にあった訳ではないのですが、これまで内規で判断していたのですが、こちらを変えておいたほうが良いだろうということです。
早田委員	前もっての、ということですかね。
坂本課長	そうです。
早田委員	中学生のそういった動きがあっているのかなと思って質問させてもらいました。 統合などいろいろな兼ね合いがあって、先行してそちらの学校に何とか行けないだろうかって考えもあると思いますので。確かに文面を見たら中学生もできるんじゃないかって誤解しますね。
一宮委員	はい。
中島教育長	一宮委員さん。
一宮委員	就学指定校変更について、住所はどうなるのですか。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	住所は変えなくてよいです。A 校の校区に住所がありながら B 校に通うことができます。
一宮委員	例えば中学校の話で、A 校にいて部活動でバレーボールがしたいけどできないので、自宅は A 校の校区にあるけどバレーボールができる B 校に転校し

	て親が送迎している事例をよく聞くのですが、それはどう理解すればいいのでしょうか。
坂本課長	部活動での就学指定校の変更は認めていないので、それは住所が B 校の校区に変更されているはずです。
一宮委員	住所はおじいちゃんとかおばあちゃんの所に変更してるけれども、実際、その子供さんは元々の住所にいる事例を聞くんです。でも書類上そういうふうにしていたら認められるって言うんですよね。でもそれっておかしいんじゃないかなって思っています。
	(録音停止)
	(録音再開)
中島教育長	そのほかにございませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、これから議案第 5 号を採決します。お諮りします。議案第 5 号「対馬市立小・中学校の就学指定校変更・区域外就学申請審査基準の一部を改正する基準について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、日程第 9、報告第 1 号「要保護及び準要保護児童生徒の認定等について」を議題とします。 事務局から報告をお願いします。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	それでは資料の 20 ページをご覧ください。 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒について、対馬市就学援助事務取扱要綱の規定により要保護及び準要保護児童生徒として認定等を行ったので報告いたします。 資料は、21 ページ、22 ページをご覧ください。 なお、校種別、学校別の児童生徒の氏名等については、別にお配りしている資料をご参照ください。この資料については、この会議終了後に回収いたしますことをご了承ください。 今回は、令和 6 年 12 月 1 日現在の認定者数と、令和 7 年 1 月 1 日現在で認定した要保護及び準要保護の人数を報告いたします。 小学校の要保護認定者はおりませんでしたので、12 月 1 日現在の認定者と同じ 11 名でございます。

	中学校の要保護認定者も新規認定者はありませんでしたので、12月1日現在の認定者と同じ8名となります。 次に準要保護についてです。 小学校の準要保護認定者は、12月1日現在の認定者が149名。1月1日現在の新規認定者が1名で合計150名となっております。 中学校の準要保護認定者は、12月1日現在の認定者が111名。1月1日現在の新規認定者が3名で合計114名となっております 報告は、以上でございます。
中島教育長	はい、報告は終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんか。
会場	ありません。
	では、質疑等ないようですから、報告第1号「要保護及び準要保護児童生徒の認定等について」の報告は終了します。 続きまして、日程第10、報告第2号「令和6年度対馬市教育支援委員会の審議結果について」を議題とします。 事務局から報告をお願いします。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	それでは令和6年度対馬市教育支援委員会の審議結果についてご報告いたします。 資料は別紙でお配りしている資料になります。 対馬市教育支援委員会条例第1条に、幼児、児童及び生徒で心身障害等のため、教育上特別な支援を要する者に対し、適正な就学指導や必要な教育的支援を行うため、対馬市教育委員会に対馬市教育支援委員会を置くとあります。 また第2条には、その目的達成のために必要な調査、検査及び診断等を行い、報告書を作成し、教育委員会に提出するとあります。 このことに基づきまして、12月9日月曜日に審議を行いましたので、その報告を行うものです。 今回の審議の対象者を確認いたします。 お配りしております教育支援委員会審議結果の資料をご参照ください。 この資料につきましては、この会終了後に回収いたしますのでご了承ください。 審議の対象者は、それぞれの障害種において新規に申請希望があった者と措置変更があった者及び退級、退室の希望があった者です。 よって、来年度も引き続き現状のまま特別支援学級や通級指導教室に通う児童生徒は含まれておりません。

	まず、来年度小学校で特別支援学級に入級希望の幼児が 7 名。通級指導教室に入室希望の幼児が 1 名となっています。 現在小学校に在籍し、特別支援学級に入級希望の児童は 6 名です。 次のページをお願いします。 来年度中学校に入学する児童のうち、特別支援学級に入級希望の児童が 20 名います。障害種の異なる学級への措置変更を希望している児童も含まれています。 次のページをお願いします。 現在小学校に在籍し、通級指導教室に入室希望の児童は 5 名です。また現在小学校に在籍している児童のうち、通級指導教室から退室希望の児童が 4 名となっています。 次に現在中学校に在籍し、特別支援学級への入級希望生徒が 1 名おります。また、現在中学生で通級指導教室への入室希望生徒が 1 名おります。総数で 45 名の幼児、児童、生徒一人ひとりについて医師の診断書や発達検査の報告書、保護者の入級承諾書、校長先生の意見書などの書類をもとに審議を行いました。 それでは判定結果についてご説明いたします。1 枚目にお戻りください。 まず、小学校の新 1 年生 8 名についてです。来年度の入学予定校も記載しております。全員が希望する障害種の特別支援学級、通級指導教室への入級、入室について承認されております。 次に、来年度特別支援学級に入級する児童 6 名についても承認されております。 なお、No.1 については、島外への転出の可能性があります。 次に、来年度、中学校の特別支援学級に入級希望の児童 20 名について承認されています。このうち 11 番、14 番、15 番の児童は特別支援学級の措置変更となっています。なお、8 番、13 番、17 番については島外への転出の可能性があります。 現在小学校に在籍し、通級指導教室に入室希望の児童 5 名について承認されております。 次に現在の通級指導教室に在籍している児童 4 名について、退室が承認されております。 続いて中学校に関することについてご説明いたします。 まず、現在中学校に在籍し来年度、特別支援学級に入級する生徒 1 名について承認されています。 また、通級指導教室に入室希望の生徒 1 名についても承認されており
--	---

	ます。 以上、ご報告申し上げます。
中島教育長	はい、報告は終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんか。
一宮委員	はい。
中島教育長	一宮委員さん。
一宮委員	通級指導教室から退室される方が4名とのことですが、退室する場合の基準などがあれば教えてください。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
	(録音停止)
	(録音再開)
中島教育長	そのほかにございませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、報告第2号「令和6年度対馬市教育支援委員会の審議結果について」の報告は終了します。 日程第11、その他の項に移ります。まず、各課の事業予定を報告させていただきます。教育総務課長から順に主な内容について報告をお願いします。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	それでは、教育総務課の2月の事業予定を説明いたします。 24ページ、25ページをお願いいたします。 5日は、監査事務局による定期監査が開催されます。 7日は、総務文教常任委員会所管事務調査で厳原幼稚園についての事務調査が行われます。 10日は、奨学資金基金運営委員会を開催いたします。1件、大学入学予定の申込があっております。 続きまして、18日、歯科保健等協議会に教育長が出席されます。 20日から第1回対馬市議会定例会が開催されます。 その関係は、27日に予算審査特別委員会が開催されます。3月14日を最終日と予定されております。 それから、記載が漏れてますが25日は、第2回の教育委員会会議を開催予定としております。会場は、美津島の予定です。 続きまして、文化財課長が欠席しておりますので、私から文化財課の事業予定について説明いたします。

	まず1日、古代山城サミット総社大会ということで、俵副市長と田中課長が1月31日から出席します。 次に6日、越高遺跡ほか視察ということで、一宮副市長と上対馬振興部の職員と視察に行くということです。これにつきましては委員さん方の希望がありましたら、文化財課の方と相談されてください。 7日は、海ノ民話のまちプロジェクト市長表敬訪問、8日土曜日に海ノ民話のまちプロジェクトアニメ上映会及びフィールドワークが開催されます。教育委員の皆様にも案内が来ていると思います。 それから9日は、赤米サミットが鹿児島県南種子町で開催されまして、市長と田中課長が出席します。 文化財課の定期監査は、12日に実施されます。 以上です。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	学校教育課関係です。 続いて学校教育課です。 3日、月曜日に最終の副読本編集委員会が開催されます。 5日は、第2回図書館支援員研修会を開催いたします。 7日、初任研・中堅研の実施運営委員会が開催されます。 12日、第2回対馬市校長会及び定例校長会が開催されます。 13日、校長の最終面談を行います。 14日、第2回対馬市教頭会及び定例教頭会を開催いたします。 17日、校長の最終面談を開催いたします。 18日、地区別教育長会が開催されます。 27日、第4回幼稚園・こども園園長会を開催いたします。 学校教育課は、以上です。
財部課長	教育長、生涯学習課長。
中島教育長	生涯学習課長。
財部課長	生涯学習課の事業予定についてご説明いたします。 2日、豊玉町マラソン大会を開催いたします。 5日、市民美術展の前期を峰地区公民館で開催いたします。 この日は、定期監査が実施されます。 14日、市民美術展の後期を対馬市交流センターで18日まで開催いたします。14日には10回、20回の出展者の方の表彰式を行います。 15日は、VICTORY SUMMIT スポーツ医科学研修講座が美津島文化会館で教育委員会共催の事業として実施いたします。

	16日は、和琴の製作・演奏ワークショップをしまの文化・芸術活動推進実行委員会で開催いたします。 この日は、先ほど説明がありましたが、予算審査特別委員会が実施されます。 生涯学習課は、以上になります。
中島教育長	それでは、事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんか。
早田委員	はい。
中島教育長	早田委員さん。
早田委員	文化財課の2月8日の海ノ民話のまちプロジェクトが今里小学校で行われるということですが、こういったことをやっていたんだと驚き、いいなと思ったのですが、これの経緯を知りたいということと、もう一つは、せっかく対馬の民話を小学校ではなくてもっと市民が集まれるところで開催したほうがいいのではないかと思います。 もしお分かりでしたら教えてください。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	文化財課長から資料をもらっているのですが、これは日本昔ばなし協会が日本財団海ノ民話のまちプロジェクトの助成を受けて、海との関わり、地域の学びということで2018年度に始まって2023年度までに67本の海ノ民話アニメーションを制作されているようです。 今年度2024年度に海にまつわる民話や海が関係している内陸を舞台とした25の民話をアニメ化しますと、その中の一つが対馬市の「神様の田びらき」という名称でアニメーションを制作されたとのことです。
早田委員	つまり文化財課がアニメの制作を依頼した訳ではないのですね。
扇課長	そうですね。
中島教育長	よろしいですか。
早田委員	はい。
中島教育長	ほかにございませんか。
佐伯委員	はい。
中島教育長	佐伯委員さん。
佐伯委員	18日の地区別教育長は、教育長さんたちが集まれるのですか。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	人事関係で県から見えられて説明を受けます。

佐伯委員	教育長さんが説明を受けられるのですね。わかりました。ありがとうございます。
中島教育長	そのほかございませんか。
会場	ありません。
中島教育長	事務局から何かその他の事項でありますか。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	【幼児教育、保育環境に係る運営方針について説明】
中島教育長	それでは委員さんの方から何かその他の事項ありませんか。
佐伯委員	はい。
中島教育長	佐伯委員さん。
佐伯委員	以前も少し申し上げたと思うのですが、先生方の間でも生成 AI ツールの活用が広まってきたのかなという印象を受けるのですが、なので個人情報に関わる研修をしていただければと。個人情報は生成 AI には入れないと、そこから漏れてしまう可能性があるのですよね。例えば、文書のチェックのために生成 AI に入れ込むと誤字脱字を探したり、修正してくれたりが簡単に出来てしまうんですが、そういった使い方をしてしまうとそれを学習してしまっ、もし個人情報データが入っているとほかの人の検索結果にも反映してしまう恐れがあると言われているので、対馬市の中だけでしか使えない生成 AI であれば問題ないのですが、一般的に、例えば私は 3 千円を支払って使っているんですが、そういった汎用的なものだと、大体の先生方はわかってらっしゃると思うのですが、裾野が広がってくるとどうしても情報流出のリスクが高まってしまうということが一般的に言われているので、教育委員会だけで専門家を入れるということは難しいとおもいますので、その辺りを市長部局と連携していただきたいということと、先生方には最低限のルールを作っておいて統制をとっておいた方がいいのかなと思っておりますのでよろしくお願いします。
中島教育長	ありがとうございます。 そのほかございませんか。 それでは本日の会議はこれで終了いたしますが、次回の会議日程の件で事務局からお願いします。
事務局	今回は 2 月 25 日火曜日、午後 2 時 30 分から、美津島文化会館 2 階技術研修室を予定しております。
中島教育長	はい、次回の会議日程について提案がありましたけれども、皆様のご

	都合はよろしいでしょうか。
会場	はい。
中島教育長	それでは次回の会議を 2 月 25 日火曜日に開催いたします。開始時刻は午後 2 時 30 分、美津島文化会館 2 階技術研修室の予定ですが、後日、事務局から改めて通知をいたします。 これで本日の日程はすべて終了しましたので会議を閉じます。以上で令和 7 年第 1 回対馬市教育委員会会議を閉会します。 お疲れさまでした。
会場	お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)